
分類項目：(1) 財源徴収方式（税か社会保険か）

タイトル：「信頼と調和」の年金制度を——持続可能な仕組みの構築をめざして

著者：西岡三夫（朝日新聞社総合研究センター主任研究員）

出典：朝日総研リポート 143 pp.128-143

出版社：朝日新聞社 朝日新聞社総合研究センター

出版年：2000 年

＜論文テーマ＞

- (A) 論文タイプ：レビュー：「信頼と調和」を軸に公的年金の持続可能性を検証。
- (B) 社会保障を縮減する論調の背後には、金銭的利益を得ようとする人々の底意が透ける。
社会保険方式を維持し、社会保障制度の統合を政治によって進めるべき。

＜論文の内容＞

(A) 99 年改正にはさまざまな改革案が提起された。これは日本が混迷の時代にあることを反映している。20 世紀はグローバリズムとナショナリズムの時代だった。そのなかで日本は 80 年代から 90 年代にかけて自信過剰から自信喪失へと右往左往し、21 世紀への進路が定められていない。日本固有の来歴を踏まえたうえで、独自の路線を探るべきだ。グローバリゼーションの時代だからこそ、国民生活を安定化させる社会保障制度の重要性が増している。健全な国民経済の下で健全なナショナリズムが育成されるべきだ。

(B) 新古典派経済学の影響下にある積立方式への移行という提案は望ましくない。世代間格差がその論拠とされているが、これまでの国民の富裕度や貨幣価値の変動は大きく、単純な比較はできない。高度成長は故郷喪失を惹起したことを考えれば、公的年金の必要性は経済発展の原因でもあり結果でもあると考えられる。算術上の均衡ばかり考えることには、歴史・社会、人間の実生活や心情を凝視する視座が決定的に欠けている。

「かかるべきカネはかかる」し、高齢者を私的に扶養するか社会全体の拠出金で扶養するかの違いは重要だ。社会保障の縮減は治安を含めた社会全体の荒廃を招き、その損失は計り知れない。公的年金は社会的な助け合いであり、積立方式への移行は私的保険との混

同を起こしている。私的保険には、①インフレに弱い、②逆選択が生じる、③経費がかかる、④投資にリスクが伴う、等の欠陥がある他、移行には二重の負担も存在する。積立方式への移行、私的保険で利益を得るのは金融保険業界であり、国民の一般的利益にはならない。これらの提案には、「一般均衡理論」「小さな政府」「均衡財政主義」を「聖なる三角形」とする新古典派経済学が背後にあるが、この考え方は社会的自覚に欠ける上層中産階級のイデオロギーである。統計的にも日本の政府はすでに小さいし、国民も自立している。信頼できる政府、賢明な国民を目指すべきである。

(C) 政府の年金改革案は乱暴きわまる積立方式移行案を採らなかつたことは評価できるが、「給付切り下げ保険料引き上げ」の悪循環から脱却する保証がなく、抜本的改革とは言いたい。とりわけ、国庫負担率の引き上げが2004年まで先送りされたことは最大の欠陥だ。税方式は公的年金の生活保護制度化につながりかねないから、加入者の権利義務を明確化するため、低額・低率の保険料を支払う社会保険方式が望ましい。また、分立している年金制度、さらには医療保険等も含めた社会保障制度の一元化を行うとともに税制改革を実施し、最終保険料の上限を明示すべきである。給付水準については、必要に応じて税金で機動的に給付を補填する柔軟な「拠出建て」を検討すべきだ。積立金は、もうけることを目的にする筋合いのカネではないから、住宅や教育も貸し付け、人間の循環型社会の建設を目指すべきだ。勇気をもって増税を訴えるなど、長期的視野に立った政治が切実に求められている。

以上

タイトル：年金制度の選択

著者：村上清

出典：書籍

出版社：東洋経済新報社

出版年：1998

＜論文テーマ＞

現在の公的年金制度について、さまざまな事項（諸外国の例、国内・国外の諸機関からの提言）を検討し、そのるべき方向性を探っている。現行の制度は多くの問題を抱えてはいるが、若干の修正を加えていけばその維持は可能であると主張し、修正・改革に際してのポイントをいくつか検討している。

＜論文の内容＞

現在の国民年金制度には、空洞化・3号被用者問題などが存在するが、これらの問題の多くは納付を税方式にすることで解決される。現行制度のような逆進的な定額負担ではなく、各人の能力に応じた負担がなされるような徴収体系にすべきである。

一方厚生年金制度では、厚生年金基金の破綻が問題になっている。基金には各種税制特典・補助金が与えられ、一部の利益のために国民全体の利益が失われており、その運営は効率的ではない。基金による代行制度は規制緩和の流れにも反し時代錯誤である。各企業ごとの企業年金に移行すべきである。また、現行の厚生年金では各人の負担・給付は月収基準で決められているが、これは年収基準（総報酬制）に改められるべきである。社会保険料は税と同じ公租公課であり、ボーナスだけ除外するのは理に合わない。月収基準のままでは年金財政は破綻してしまう。

公的年金は、国民に一定水準の老後収入を保証し、その限度で安心を与えるものである。この点に関して、現在の年金制度は一定の役割を果たしていると言って良いだろう。人生・老後のライフスタイルは各人ごとに自由にあるべきであるが、現行の繰上げ、繰り下げ支給の支給率はフェアではない。支給年齢の弾力化に対応した制度を整える必要がある。

年金制度は国民経済の重要な一部をなす。年金数理として単独で考えるのではなく、それが景気・経済にどのような影響を及ぼすかについての視点を以って、制度の選択を行わなければならない。

タイトル：日本の年金改革——「国民共通の基礎年金」と「基礎年金を超える年金の民営化」――

著者：田近栄治（一橋大学経済学部教授）

出典：季刊・社会保障研究 Vol. 34, No 2 pp.165-173

出版社：国立社会保障人口問題研究所

出版年：1998年

<論文テーマ>

- (A) 論文タイプ：理論／レビュー：基礎年金の見直しと2階以上の民営化案の提示
- (B) 若い世代の負担が給付を超えるのは明らかであり、世代間の不平等は深刻である。税を財源とする真に国民共通の基礎年金を整備し、それを超える部分は民営化すべきだ。

<論文の内容>

(A) 人口構成の高齢化が進み、年金の成熟度が高まるなか、現在の賦課方式の存続は保険料負担の急増を招き、世代間の不平等、労働への歪み、所得税の課税ベースの侵食、貯蓄への負の効果等が懸念される。厚生省の年金政策は「公」中心である。厚生省は、賦課方式・世代間扶養を基本とする公的年金は、①物価スライド、給付の改訂が可能、②国庫補助等で私的年金より有利、③若い人たちにも損ではない、と訴えている。しかし、①は後世代の負担が急増するなかでは無意味な議論であるし、②については、国庫補助がもとはといえば税であることを想起すれば根拠はない。③についても試算の方法が誤っており誤解を招く表現である。「5つの選択肢」も問うには時期が遅すぎ、責任転嫁に過ぎない。

(B) 1986年の改正で導入された基礎年金は、給付額のみで保険料は別建てとなっており、真の意味での国民共通の年金とはなっていない。破綻した国民年金を救うための方策であったとも考えられる。基礎年金部分については、国民年金の定額の保険料を止めて職種を問わない共通の制度とし、給付は一律、負担は能力に応じた形にして所得再分配機能を発揮させるべきである。そのためには財源は税に求めるべきだ。執行上は消費税のほうがよいが再分配の程度を高めるためには所得税のほうがよい。

年金収益率を引き上げ、保険料を引き下げ、労働供給への歪みを是正し、厚生を高めるため、基礎年金以上の部分は積立方式にすべきだ。具体的にはアメリカの年金勧告委員会が示したように、一定率の保険料を確定拠出で個人運用する制度が望ましい。移行時の旧

制度受給権者への裁定給付は保険料の上積みにより長期間で返済すればよい。裁定給付による負債は現在価値が確定しているから、付加価値税でも保険料の上積みでも、方法さえ確定すれば合意の下で移行期を乗り切ることはできる。

(C) 現役労働者の賃金の70%をも公的年金で給付する必要はなく、現行の月額6～7万円の基礎年金は共通とし、それ以上の部分は積立方式による民営とすべきだ。

以上

タイトル：新たな基礎年金制度の構築に向けて

著者：牛丸聰（早稲田大学政治経済学部教授）

荒木万寿夫（一橋大学経済研究所助手）

木滝秀彰・吉田充志・伊藤寛・飯山養司（経済企画庁経済研究所研究官）

出典：経済分析 政策研究の視点シリーズ 13

出版社：経済企画庁経済研究所

出版年：1999 年

＜論文テーマ＞

(A) 論文タイプ：実証：基礎年金制度のあり方から見直し、シミュレーション。

(B) 基礎年金部分は所得税型で賄う賦課方式とし、全ての高齢者に一律給付を行うべきだ。

＜論文の内容＞

(A) 現行公的年金制度は、賦課方式の原理と保険原理が混在しており、被用者にとっては 1 階部分と 2 階部分の保険料を区別することも不可能である。また、被保険者種別によって保険料率の算定方法が異なり、公平性や制度の透明性からも問題を孕んでいる。1 階部分と 2 階部分を別個の制度として明確に分離し、それぞれの存立意義を明確にする抜本的改革が必要である。賦課方式の原理と保険原理が混在することで、第 3 号保険者問題や未納者・未加入者問題が発生しており、法定月額がそのまま給付されているわけでもない。

これらは、老齢基礎年金が本来の機能を果たしていないことを示している。

高齢期の生活費調達やリスクの対応にどれほど公的関与や公的対応が必要かは、①所得分配の公平性、②資源配分の効率性、③私的責任と公的責任の側面から、社会保障制度全体で考えなければならない。

(B) シミュレーションにより、少子高齢化が基礎年金財政に与える影響を明らかにした。

1996 年度の一人あたり受給額（月額 65,000 円とは乖離）をそのまま維持すると、2025 年には一人あたり負担額は 1996 年度の 2 倍に達し、国庫負担まで考慮すると、その 1.5 倍となる。また、法定月額 65,000 円を一律給付することとすると、2025 年の一人あたり負担は月額 38,352 円（96 年価格）となる。法定月額 65,000 円を維持すると後代世代は重い負担を負うことになるので、後代世代の負担可能性を考慮して、老齢基礎年金を削減して一律給付とするケースを想定し、削減率に応じて 6 パターンをシミュレーションした。その結

果、月額 50,000 円ならば一人あたり負担は 2025 年で 29,501 円、月額 35,000 円ならば 20,651 円などの結果を得た。このシミュレーションはどのパターンを選ぶかの判断材料になるだろう。

老齢基礎年金を一律に給付する制度への移行は、期待給付額を維持し、かつ、未納へのペナルティを課すことによって、現行制度の原理原則を維持しながら行うことができる。ただし、抜本的改正に際して既得権を一部侵害することも、後代世代との公平性ではやむを得ない。どちらの公平性を優先するかは国民の判断にゆだねられる。

(C) 1 階部分の基礎年金は、支給事由別に制度を分離し、老齢基礎年金については高齢者の従前所得とは関係ない一定水準とし、公的責任のもと、生活費の基礎部分を保証する一律給付とすべきだ。給付水準は後代の負担とのバランスを考慮して決められるべきだ。財源については、拠出と給付の直接的な対応を切り離し、保険原理を排除し、賦課方式に純化して、負担能力に応じて所得税方式で調達するのが望ましい。そのために、税徵収における所得捕捉の問題の解決が必要である。報酬比例部分は、基礎年金を補完するものとして積立方式・公営で運営されるべきだ。公的年金制度は、介護等の他の社会保障制度や、高齢者を優遇しているといわれる税制まで考慮した総合的視点に立って検討されなければならない。

タイトル : 《資料》日経連・年金改革の基本方向（全文）

著者 :

出典 : 週間年金実務 1998 年 1305 号 pp.36-47

出版社 :

出版年 :

<論文テーマ>

日経連の年金制度改革案について

<論文の内容>

○基本構造

公的年金の基本構造は現行と同様、1 階部分と 2 階部分との組み合わせとする。1 階部分は、定額給付・全額税方式（目的間接税）・賦課方式とし、2 階部分は、報酬比例給付・社会保険方式・積立方式とする。

○負担と給付

今後は負担の限界の中で、給付を考える必要がある。公的年金の負担は、中長期的にも、労使併せて、1 階の税方式部分の保険料率換算を含めて、月収の 20%以下にとどめることとすべきである。これを踏まえて負担の限界を考えると、給付水準を、中長期的に、なだらかに 2~3 割程度削減することが必要になる。

○1 階部分の改革

基本年金は定額給付・全額税方式（目的間接税）・賦課方式とする。給付水準は、老後の国民生活の衣食住費用という基礎的費用をまかなうに足る水準とする。移行時は、現行水準の 6.5 万円程度とする。物価スライドにおいては、消費税率改定による物価への影響分は除く。また、賃金スライドは行わない。支給開始年齢は 65 歳とするが、繰り上げ支給・繰り下げ支給の制度を設ける。受給資格は、国内居住が一定年数以上の者に一律に付与する。所得・資産が一定額以上に達している場合には減額支給とし、さらに高額な場合には全額不支給とする。

このように、基本年金の財源を目的間接税負担とすることによって、

- ・国民年金の空洞化問題がなくなる。
- ・第三号被保険者問題が解決する

- ・年金を徴収するコストが大幅に削減できる。
- などの効果が期待できる。

○2 階部分の改革

現在の報酬比例給付と同様に、現役時代の報酬額の平均に比例した年金を支給する。給付水準はなだらかに減じて、現行のモデル年金の報酬比例給付部分約10万円を、おむね6~5万円とする。裁定後の年金額の改定は物価スライドのみとし、賃金スライドは行わない。財源は社会保険方式・積立方式とし、保険料は労使折半で負担する。総報酬制（保険料の算定基礎に賞与を含める制度）の導入には反対である。支給開始年齢は段階的に引き上げ、満額年金の支給基準年齢を65歳とした上で、繰り上げ支給・繰り下げ支給の制度を設ける。

○企業年金改革

年金税制に関しては、拠出時・積立段階非課税、給付時課税との基本的な考え方をすべての制度に適用すべきであり、特別法人税は直ちに撤廃すべきである。また厚生年金基金の代行部分については廃止の方向で抜本的に見直すことを求める。当面の対応としては、代行部分の国への返上を認めるべきである。

○積立金のあり方・その他

- ・積立金の自主運用に当たっては、保険料拠出者の意向を最大限に反映すると共に、情報の開示と透明性の確保、確固たる責任体制の確立の下に、安全性と確実性の追求を基本に、具体的方策を検討していく必要がある。
- ・パート労働者についても厚生年金を適用すべしとの意見があるが、これについては、税法の配偶者控除・配偶者特別控除や企業の配偶者手当の扱いなどを総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要がある。
- ・育児休業中の社会保険料の免除制度は、現在、本人のみについて認めているが、事業主にも認めるべきである。

タイトル：基礎年金の財源問題

著者：中川秀空

出典：調査と情報

出版社：国立国会図書館調査及び立法考査局

出版年：1999

<論文テーマ>

基礎年金について概観しその財源問題について議論している。特に消費税を財源とした場合について、厚生省の試算なども参考しながら、そのメリット及びデメリットなど、詳しい解説を行っている。特に強い主張があるわけではなく、幅広い、さまざまな議論の整理、解説が行われている。

<論文の内容>

現行の国民年金（基礎年金）には、

- ・未加入、未納者の増加により、将来相当な数の無年金者、低額年金者の発生という、
空洞化の問題
- ・逆進性の強い定額保険料の問題
- ・第3号被保険者問題
- ・学生の強制加入問題
- ・基礎年金拠出金の不公平

といった問題がある。

現行の制度下（社会保険方式）でも、徴収の厳密化、段階的保険料の設定、納付免除制度の拡充、国庫負担の引き上げなどの改革によって、上の問題点に対して根本的ではないが、一定の解決が可能である。

しかしながら、税方式の導入によって上の多くの問題は解決可能である。諸外国に見られるように、基礎年金を全額国庫負担の税方式にして、一定要件を満たす者全てに、受給資格を与えれば、空洞化・専業主婦・学生の問題は解決する。ただ税方式の場合、新たに膨大な財源が必要である。

その財源に消費税を求める意見が多い。消費税を年金に充てることを制度的に保証すれば、消費税の引き上げに対する国民的理解を得られやすいと思われるからである。消費税

を財源とした場合、厚生省の試算をもとにすると、消費税率をかなりあげることが必要である。実際の、各主体の負担の増減はその属性によりさまざまだが、特に事業主は事業者負担が軽減され負担減、年金受給者は消費税分だけ負担増となる。

消費税の使途を社会保障に限った福祉目的税化することに賛成の声は多い。そのメリットは、経済活動が順調に持続すれば、税収も順調に伸び、高齢者保障制度にとって安定した財源となることである。また消費税を高齢者関連費に充当することにコミットすれば、今後必要となるであろう消費税率の引き上げに、国民の理解を得やすい。一方、福祉目的税化で、安い消費税率の引き上げの危険、あるいは消費税率引き上げへの反発がある場合、給付・サービス水準が抑制されるといった危険もある。

将来社会保障費用が増大するのは必至である。その財源を消費税で賄う場合、その割合、各主体の負担の増減などについて幅広い議論が必要である。

タイトル：公的年金制度～残された課題と将来展望～

著者：高山憲之

出典：月刊福祉 84(1)

出版社：全国社会福祉協議会

出版年：2001

<論文テーマ>

2000年3月の年金改正法案について触れ、改正後もなお残る年金年金制度のさまざまな問題、保険料引き上げ、財源、女性の、世代別の負担、など問題について議論している。

<論文の内容>

社会保険料の引き上げで国民の手取り収入は減り、企業の人事費負担は増える。よって消費支出は減退し、雇用面のリストラも一層厳しくなる。このように社会保険料の引き上げは景気に対してマイナスに作用し増税と同じ効果を持つ。日本経済が本格的に回復しない限り、日本の労使は社会保険料引き上げに同意しないであろう。

基礎年金の財源を、消費税によった場合、全ての国内居住者がその負担をすることになる。その場合、サラリーマン・自営業者・事業主はネットで負担減となる可能性がある。一方年金受給者は、これまで受給だけであったのが負担もすることになり、負担増となる。今後財源として増税が可能なのは、事実上消費課税に限られている。消費課税は、貯蓄・投資には課税しないので、経済成長要因が最も小さいと言われており、負担を現役世代だけに押し付けることもない。また税方式にすると、現在の第1号、第2号、第3号の区分はなくなり、「女性と年金」をめぐる問題の半分は解消される。

政治的に最も優先度が高いのは、旧来の高齢者像を打ち破り、高齢者にも応分の公的負担を求めていくことである。日本の高齢者は、戦中戦後の苦しみを耐えて来た人々であり、現在の日本の豊さは彼らが進んで捧げた犠牲献身の上に成り立っている。そのような歴史的な功績から見れば、現在の高齢者に求められている負担はとるに足らないものである。日本の高齢者は、犠牲と献身という高貴な心を未だ失っておらず、負担を求めるることは可能であろう。

分類項目：(2) 運営方式（積立方式か賦課方式か）

タイトル：年金財政の課題と将来（「医療・年金・介護等の現状と将来」特集——年金等
理論編）

著者：若杉敬明

出典：週刊社会保障 [ISSN:13435736] (法研) 54(2098) 2000.8.7 p102・105

出版社：法研

出版年：2000

＜論文テーマ＞

年金の原理・理論について述べた上で、現行年金財政制度の問題点を指摘する。公的年金は社会保障の精神に基づくものであるのに対し、企業年金はそれを行う企業が利益を増加させるための人事政策の一つである、という性格の違いを強調する。

＜論文の内容＞

基本的に年金は個人一人ひとりの問題である。「自分のことは自分でやる」ことを原則とする自由主義の考え方によれば年金も個人年金でよいということになるが、所得や健常度の不平等を考えるとそれだけでは不十分である。公的年金は、皆が公平に豊かな生活を送れるようにしたいという社会保障の精神に基づくナショナル・ミニマム確保のための制度である。それに対して、企業年金の基本的な性格は、労働者に対するインセンティヴの提供であり、企業の利益追求の一手段であると考えなければならない。企業は、個人が自分で行うのが難しい年金の一部を提供することにより、企業によって好ましい人事政策を進め、拠出以上の利益を生み出し、最終的に利益を増加させようとしているのである。

以上のように、公的年金、企業年金、および個人年金それぞれの原資の出し手の動機は異なっている。基本的には、各原資の出し手が、その拠出に喜んで応じるような制度になっていることが望ましい。

公的年金の財政において、積立方式はインフレに弱く、賦課方式は人口構成の変化に

弱いといった性格を考えると、基礎年金と報酬比例部分の二階建て・税方式と保険方式の折衷という基本的構造はそれなりの意義を持っていると考えられるが、支給水準の引き下げ・支給開始年齢の弾力化が望まれる。また企業年金については、税優遇などのインセンティヴなどよりはむしろ、長期雇用に合致した確定給付型と、雇用の流動化に適した確定拠出型の両財政方式を柔軟に組み合わせることができるような制度構築が求められている。

タイトル：高齢化社会と年金のあり方

著者：井堀利宏（東京大学大学院経済学研究科教授）

出典：Eco レポート 24. pp. 1-25

出版社：統計研究会

出版年：1999 年

＜論文テーマ＞

- (A) 論文タイプ：理論：公的年金の存在意義から改革の方向性を検討。
- (B) 公的年金は長生きのリスクをカバーするから、支給開始年齢は平均寿命程度に引き上げ、自助努力の範囲を広げるべきだ。これにより、不公平の問題、財源の問題も緩和される。

＜論文の内容＞

(A) 社会保障制度はセーフティネットとしての役割がある。最近の社会保障制度重視の背景には、①国際化等とともに相互依存関係の強化、高速化がリスクを増大させること、②伝統的な家族・地域の相互依存関係の希薄化・外部市場化を挙げることができる。一方、社会保障制度、公的年金制度はその費用調達に際して、①労働供給抑制効果、②資本蓄積抑制効果、③モラルハザード、の3つの負の効果をもたらすとされている。①についてはそれほどはっきりした効果は検出されないが、パートタイム労働には影響しているようだ。②については多少の影響をもったようだが、もしマクロの貯蓄が過少だとすればそれは望ましくない。社会保障の支出の大きさはヨーロッパに比べると小さいが、高齢化の進展で大きくなる可能性がある。大きければ悪いということではないが、効率的な運営は当然必要だ。

(B) 日本の公的年金は修正積立方式を探っているが、少子化と経済成長率の鈍化は賦課方式のデメリットである人口構成への弱さを大きく露呈させる可能性がある。積立方式はインフレに弱いといわれるが、インフレのようにマクロ経済全体が混乱しているときに年金給付を優先することは本当にいいのかというのは政策判断の問題である。少子高齢化は現役世代の負担を大きくするから、経済環境の変化に合わせた年金改革が必要である。

公的年金の存在理由として、パトナリズムや、モラルハザード・逆選択への対処を挙げることができる。自己責任をどれほど追求するかも価値判断の問題である。医療保険に

ついても受益者負担を考慮しなければならず、所得に応じたサービスもやむをえない。ただしその程度はやはり価値判断の問題である。

(C) もし生活保護がセーフティネットとして機能していれば公的年金は不要だから、年金改革は生活保護との役割分担を考慮する必要がある。生活保護は完全なセーフティネットとなりえないから、長生きのリスクをカバーするものとして、平均年齢よりも長生きした人に基礎年金を給付することは正当化されるだろう。平均より長生きする人への支給するものと考えれば、支給開始年齢はもっと引き上げ、70～75歳程度に対象を限定する方法がある。支給開始年齢までは、働かないにしても自助努力で賄うようにし、そのために報酬比例部分は積立方式に純化させるべきだ。寿命の長い人に支給を限定することは、若い人の不公平感を緩和するとともに、消費税率の引き上げ幅等の財源問題の困難さも減らすことになる。また、ライフスタイルの多様化に応じ、年金を個人勘定にして制度の中立性を保証する必要がある。ただし、個人勘定といつても、モラルハザードを防ぐ規制は必要である。

自己責任の重要性は高まっていると思われるが、制度も考え方も次第に変わっていかざるをえないのではないだろうか。

以上

タイトル：年金改革論 積立方式へ移行せよ

著者：八田達夫（大阪大学社会経済研究所教授）

小口登良（専修大学商学部教授）

出典：

出版社：日本経済新聞社

出版年：1999 年

＜論文テーマ＞

- (A) 論文タイプ：実証：積立方式への移行の方法と保険料率への効果を試算
- (B) 年金の危機を脱却するため、2150 年の完全積立を目指せば、給付を 2 割削減し、積立方式へ移行することは十分可能だ。

＜論文の内容＞

(A) 終身年金には情報の非対称性に起因する市場の失敗がありえる。それゆえ、最低限の終身年金は公的に運用しなければならない。公的年金は市場の補完であり、民間の年金が運用したように運営しなければならない。すなわち、保険料に見合った給付が行われるべきであり、その意味での積立方式で運営されるべきである（本稿での積立方式は保険数理的にフェアと同義である。）。ところが、過去の大盤振る舞いの結果、現在の積立額は大幅に不足しており、「政府の年金純債務」が発生している。そこで、①年金を積立方式へ移行し、②政府の年金純債務は国家負担に任せる、という方針で提案を行う。なお、積立方式への賦課方式論者からの批判はほとんどが的を射ておらず、むしろ、複数の政策目的を公的年金のみで達成しようとする賦課方式は、終身の年金を保証するという最大の目的を達成できなくしてしまう。

(B) 改革案はいくつかある。ひとつは「統合積立案」である。これは、①将来給付の 20% 削減、②国民年金保険料の廃止と 5% の基礎年金目的間接税の創設、③厚生年金保険料の 5.7%までの引き下げ、④基礎年金部分の国庫負担の廃止と労働所得税率 13.4%に相当する一律国庫負担の新設、から成る。この改革により、2150 年に完全積立が達成され、将来世代の支払超過率を大幅に引き下げることができる。また、実行可能性がより高い、積立方式へ近づける「統合一律化案」も考えうる。これは、①将来給付の 20% 削減、②国民年金保険料の廃止と労働所得税換算で一律 7.8% の基礎年金目的税の創設、③厚生年金保険料の

15.3%までの引き下げ、④基礎年金部分の国庫負担の廃止と労働所得税率4.8%に相当する一律国庫負担の新設、から構成される。こちらの提案でも2150年に完全積立が達成され、将来世代の支払超過率を大幅に引き下げることができる。

(C) どちらの提案でも、基礎年金は積立方式・税方式で運営される。これは、基礎年金がモラルハザードを防止するための強制貯蓄だからである。公的年金の民営化とは、年金純債務の解消を国が担当するし、国民に加入を義務付けるが、運用は民間の年金会社が行うことである。民営化には国による年金純債務の処理計画策定が不可欠な前提条件である。

年金目的税が間接税であるか直接税であるかということは生涯の負担に無関係である。むしろ、積立方式に切り替える一方で所得税中心を維持することこそ高齢化時代の勤労者の生涯負担の軽減に役立つ。このような常識的な解決策が実現しない理由は、省庁エゴと、現役世代への痛みの故である。しかし、問題の先送りは年金崩壊の際のダメージを大きくする。もう先送りは許されない。

タイトル：公的年金制度の考え方と抜本改革の方向性

著者：牛丸聰（早稲田大学教授）

出典：租税研究 2000 年 611 号 pp.27-40

出版社：

出版年：

＜論文テーマ＞

公的年金制度の改革案、積立方式への移行案の提示。

(経済企画庁経済研究所において出された同タイトルの報告書についての講演録)

＜論文の内容＞

○1 階部分について

- ・1 階部分（基礎年金制度）と 2 階部分（報酬比例部分）とを完全に分離させる。
- ・1 階部分は賦課方式で、租税財源とする。直接税によるか間接税によるかは、両者の長短を慎重に考える必要があり、どちらがよいとはいえない。
- ・給付は高齢期の生活費の基礎部分に相当するものとしてすべての高齢者に一律に給付する。

○2 階部分について

- ・現在の賦課方式から積立方式へ移行させる。
- ・長生きリスクへの対応は、同世代内の保険的所得再分配で対処する。世代間所得再配分は排除する方向で改革する。
- ・2 階部分の運営は民営化せず、「公」が行う。
- ・資産運用はできるだけ資金委託者に利するように民間運用期間に委ねるのがよい。

○年金純債務の償却方法（積立方式への移行に際して）

- ・制度以降による受益者は厚生年金の加入者であるという点に着目して、年金給付債務償却の負担を、国民全体ではなく、被保険者に求め、彼らが納める保険料に上乗せしてもらう。現行賦課方式の下で将来予想されている保険料よりも小さい額で、早ければ 70~80 年程度の期間で年金給付債務を完全に償却することができる。

タイトル : Pension Rich の条件

著者 : 清家篤 (慶應義塾大学商学部教授)

山田篤裕 (国立社会保障・人口問題研究所)

出典 : 八田達夫・八代尚宏編『社会保険改革』

出版社 : 日本経済新聞社

出版年 : 1998 年

<論文テーマ>

- (A) 論文タイプ : 実証 : 公的年金格差は個人の職業経歴に依存することの実証
- (B) 公的年金の受給額は職業経歴に依存しない基礎年金部分と、反映する報酬比例部分に分割すべきだ。

<論文の内容>

- (A) 公的年金受給額は、制度設計上、個人の職業経歴とシステムティックに連関する。しかし具体的にどのように関係するかは実証の余地がある。
- (B) 公的年金を受給しているか否か、していればどれほど受け取っているか、また、高齢期に毎日普通勤務で働いているか、しているとすればその賃金率はどれほどか、を過去の職業経歴や個人属性等で回帰して分析した。その結果、①正社員であったこと、官公営あるいは大企業勤務であったことは年金受給確率・受給額を有意に高める、②ホワイトカラーの管理職・専門技術職であったことは受給額を有意に高める、③年齢が高く健康状態がよくない人は年金受給確率は高いが受給額は低い、④過去に正社員や管理職・技術職であったことは毎日普通勤務での勤労収入額を高める、⑤55 歳時点と同じ職種であること、定年を経験していないことは雇用の豊かさをプラスにする、⑥過去の職歴は公的年金の豊かさと資産の豊かさに同じ方向・同じ程度の影響を与える、等の結果を得た。
- (C) 公的年金制度が事実上賦課方式で運営されていることを考えれば、公的年金の受給額が過去の職歴を反映してよいかどうかは議論の余地がある。むしろ、過去の職歴に依存しないで最低限の生活を保障する基礎年金部分と、職歴に依存して移転を伴わない報酬比例部分にはっきりと分け、基礎年金部分は賦課方式もしくは税で貯い、報酬比例部分は掛け金立ての完全積立方式とすべきである。